

通 知 書

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

〒 1 0 0 - 8 9 2 6

東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 1 番 2 号

総務大臣 新 藤 義 孝 殿

通知人 草 野 利 一

通知人 土 屋 正 道

〒 1 6 0 - 0 0 2 2

東京都新宿区新宿 1 - 1 5 - 9

さわだビル 5 階 東京 共同 法律 事務所

電 話 0 3 - 3 3 4 1 - 3 1 3 3

F A X 0 3 - 3 3 5 5 - 0 4 4 5

上記通知人ら代理人

弁 護 士 海 渡 雄 一

弁 護 士 只 野 靖

弁 護 士 村 上 一 也




- 1 . 当 職 ら は 、 草 野 利 一 及 び 土 屋 正 道 ( 以 下 「 通 知 人 ら 」 と い い ま す 。 ) の 代 理 人 と し て 、 貴 殿 に 対 し 、 以 下 の と お り 通 知 致 し ま す 。

2. 通知人らは、総務大臣が電波法施行規則46条の2第1項に基づき行った広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分が違法であるとして異議を申立て、その審理を約6年間継続して参りました。

かかる異議申立の審理に対する結論が、平成24年12月5日付で総務大臣から出され、結論として通知人らの異議申立は棄却されましたが、審理を主催した佐藤歳二主任審理官からは、総務大臣に対し、型式指定処分に関する我が国の技術基準及び測定法を見直す必要がある旨の付加意見が出され、また電波監理審議会からも、上記技術基準及び測定法の見直しを求めて、総務大臣への要望が出されています。

3. すなわち、電波監理審議会及び佐藤歳二主任審理官は、これまでにPLC機器からの漏洩電波による継続的かつ重大な混信が認められないとしても、通知人らの供述やその他の証拠資料からは、「PLC機器から流れ込むコモンモード電流のみの規制では、一定の条件においては電力線上で発生する漏洩電波を確実に一定レベルに規制することができない可能性があることも否定できない。」と指摘し、また国際CISPR等の国際標準化機関においても、アマチ

ユア無線バンド等に対するノッチフィルタ  
ーの適用及び送信電力密度制限の適用によ  
る規制の導入を盛り込んだ欧州提案が検討  
されていること、我が国においてもPLC  
製造業者が自発的にノッチフィルタを挿  
入しているという現状があること、総務大  
臣に対し行った平成18年6月29日付の  
情報通信審議会の答申においては、『今後  
、高速PLC設備が実用に供された段階で  
無線利用との共存状況について把握し、必  
要に応じて許容値及び測定法を見直すこと  
が重要である』とされていること等を指摘  
して、総務大臣に対し、「以上の諸事情を  
考慮すると、将来の予防的観点及び技術の  
導入に対する社会的理解の促進の観点から  
、PLC機器と他の無線設備の共存がより  
一層確実に担保されるとともに、可能な限  
り国際的に整合性のある規格となるように  
、我が国の技術基準及び測定法を見直し、  
ノッチフィルタ内装の有効性、必要性等  
を含めて、技術的事項や規制の在り方等  
について早期に検討を開始し、その正当性  
につき一定の判断を行うのが適当である。」  
「その際には、PLC機器からの電波漏洩  
による障害発生の可能性が排除できない以  
上、PLCの導入による社会的な便益及び



障害発生の可能性の程度、並びに万一障害が発生した場合の対策を、できる限り具体的に検討するべきである。また今後、PLC機器の型式指定の範囲を拡大することの是非を検討する場合にも、以上の点につき考慮を尽くすべきである。」旨の重大な要望を、明示的に行っております。

4. かかる技術基準及び測定法の見直しは、まさに通知人らが求めていたものに他ならず、その見直しが実現されれば、通知人らが訴え続けてきた電波漏洩の危険は少なくなるものと思料致します。

しかしながら、上記要望が総務大臣に対しなされてから既に相当期間が経過しているにもかかわらず、いまだ貴殿が上記技術基準及び測定法の見直しを検討している具体的な動きを確認することができません。

そこで、貴殿におかれましては、上記電波監理審議会の要望及び佐藤歳二主任審理官の意見を踏まえて、技術基準及び測定法の見直しを検討されているのか否かにつき、書面にてご回答下さい。また、見直しを検討されているのであれば、具体的にどのような準備活動をなされているのかについても、書面にてご回答下さい。

5. 貴殿の回答如何によっては、通知人らと



25.4.30  
12-18

して、上記異議申立棄却決定に対する取消訴訟その他然るべき法的手段を検討せざるを得ません。

そこで、貴殿におかれましては、上記事項につき、本書面到達後2週間以内にご回答いただきますよう、宜しくお願い致します。

以上

この郵便物は  
平成25年4月30日第 **41165** 号  
書留内容証明郵便物として差し出されたことを  
証明します。 日本郵便株式会社

東京高等裁判所  
25.4.30  
12-18

郵便認証司  
平成25年4月30日

25.4.30  
12-18